

五島市ひとり親世帯応援給付金（市独自）のご案内

給付金の対象となる方

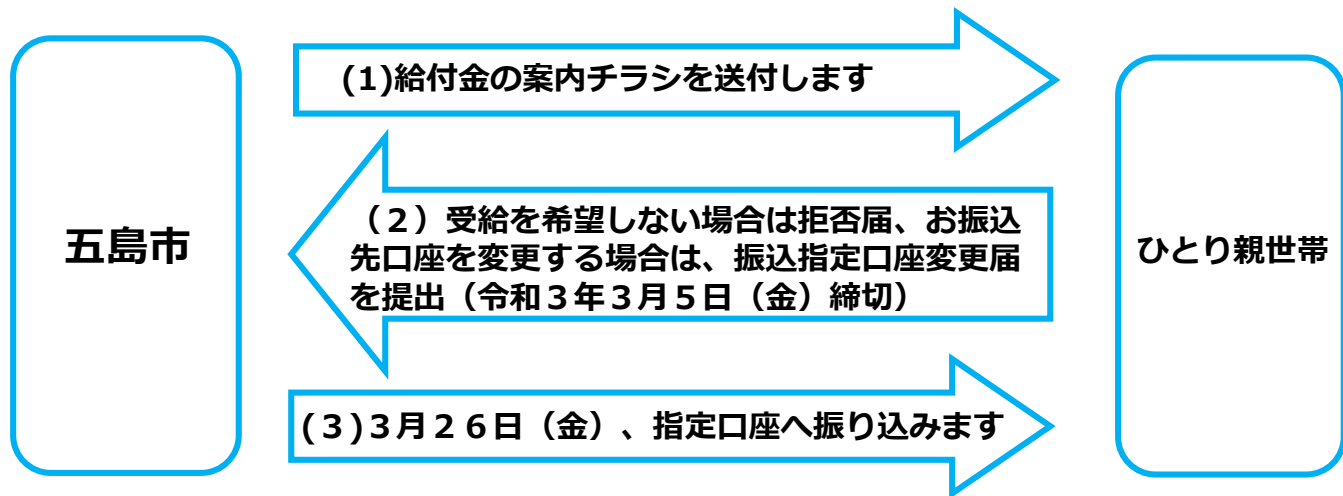
◆ひとり親世帯臨時特別給付金基本給付の支給対象者、または令和2年7月～令和3年2月のいずれかの児童扶養手当を受給した方。
ただし、次の①～③のいずれかに該当する方は支給対象となりません。

- ①令和3年2月18日以前に五島市から転出した方
- ②令和3年2月19日現在、婚姻等により児童扶養手当でいうひとり親（※）に該当しない方。〔※児童扶養手当法第4条による〕
- ③生活保護世帯の方

支給額	1世帯あたり 5万円、第2子以降1人につき3万円
支給方法	児童扶養手当または臨時特別給付金の指定口座に振り込みます。
申請	不要です。
支給日	令和3年3月26日（金）

【ご注意ください】

この応援給付金の受取を希望しない場合は、拒否の届出書をご提出ください。
また、応援給付金の支給を受けるに当たって、指定していた口座を解約している場合は、振込指定口座の変更手続きをお願いします。いずれも**令和3年3月5日（金）**までに、市役所社会福祉課こども家庭未来班までご提出ください。



問い合わせ先

五島市福祉保健部社会福祉課 こども家庭未来班
「ひとり親世帯応援給付金」担当 TEL 0959-72-6117



「ひとり親世帯臨時特別給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに五島市職員や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、五島市や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。五島市からのご連絡でATM現金自動預払機の操作や支給のための手数料のお振込み等をお願いすることはありません。